

# 甲陽軍鑑小考

— 纂輯者と取材源 —

松田修

「甲陽軍鑑」の著者・纂輯者に関しては、古來諸説が行われている。なかでも明治二十四年史学雑誌十四号田中義成博士の「甲陽軍鑑考」は、画期的な名論であった。

これを承けるものとして、東京大学教授古川哲史氏

「『甲陽軍鑑』の編者および虚妄性の問題」（「武士道の思想とその周辺」一九五七年刊・第四章）がある。

それは、前述「甲陽軍鑑考」が、「いまもなお、軍鑑研究の有力な文献としてとどまっているのではなかろうか。し

かし、いうまでもなく、このような状態は学界の名誉ではない。何にせよ研究が七十年以前と同じ状態で停頓してい

るというのは、われわれのおおうべからざる怠慢でなくてはならない」という、謙虚な認識の上に立つものであり、その周到緻密さにおいて、今日の最上の研究と考えられる。教授の抱負と成果とに敬意を表しつつ、私はなおもその論考の一、二について、些かの疑問を抱くものである。

以下その論に即しつつ、私の疑問について触れていく。教授は、「甲陽軍鑑」（以下軍鑑）纂輯者についての先行説を整理され、次の六説に分類された。

一 高坂彈正自撰説

二 小畠景憲纂輯説

三 猿樂彦十郎筆録説

四 益田秀成綴輯説

五 関山僧偽作説

六 何がし偽作説

この整理の方法と結果にも、実は私には、うべないがたい点が二、三あるのであるが、それは後述にゆするとして（注三参照）、古川教授は、この六説のうちの第二説を、捨

るべきものとされた。

すなわち、教授は先行説のうち、中でも徳田鷹興の「甲陽軍鑑正解」が、すでに近世中期において高坂彈正説の偽

妄を鋭く衝き、実作者・実纂輯者が、小幡景憲その人なる

ことを暴露したその成果を、ほとんど全面的に認め、ついで、明治期における田中博士の見解（彈正遺記・閔山僧

の記・景憲の門客〔弟子〕三者の説を、小幡景憲が綴輯したとする。）を引き、その支証として渡辺世祐博士の論（「甲斐叢書」「甲陽軍鑑解題」）をも参照して、次のごとく結論された。

すなわち「其本ク所」（松田注・取材源）については、若干見解の差異はあるが、これら三者においては小幡景憲纂輯説が決定的なのである。

おそらくこの結論に、今日異論はあるまい。かく小幡景憲纂輯説を動かないものとしたとき、次の教授の問題は、当然のこと、徳田・田中（渡辺説は田中説に含まれる）両説の差異をいかに処理するかにあつた。

「甲陽軍鑑正解」は、「軍鑑」が、「往日勝頼敗北の場より逃竄し、参河武士の末席に屈して余命を詔ひ乞ひし早川弥平左衛門・辻弥兵衛・曲渕・広瀬・三科が輩」から、景憲が聞き書して成ったものと考える。

それに対し田中博士は、前述のごとく、次のように考えられた。

余ヲ以テ之ヲ觀ルニ、小幡ノ綴輯ニシテ其本ク所凡三アリ、曰高坂ノ遺記、曰閔山僧ノ記、曰門客ノ説ナリ、而シテ之ニ雜フルニ己ノ見聞スル所ヲ以テスルニ

似たり

たしかに、両者の間には「若干」以上の見解の差異が見られる。

この間において、古川教授は調停を試みようとした。教授によれば田中博士説の「門客」（注二）が、徳田説のいう早川・辻以下の人々ではないかという。

すなわち、

これら逃竄の輩は、田中博士のいう「門客」にあたるものとおもわれる。そうなら、田中博士の右の考えは、徳田肇興の説を補つて、まずは完璧に近いと見られてよい。

しかし、果して、早川・辻以下の人々は、景憲の「門客」でありうるであろうか。「軍鑑」の取材源の一を、景憲の「門客」に見る田中博士の説の根拠は、正保四年景憲門人によつて編まれた「景憲伝」にあるという。同書には次のごとくある。

景憲天性不欲立人之宇下、有脾睨燕雀之知、慕鴻鵠之志、唯所願先君信玄公、創業垂統規矩、殊軍旅之制法詳之、故甲信兩國士、普入其門、尋探故実、委曲記録之、悉綴其語、為五十帖、名号甲陽軍鑑

この文章から、はたして、「軍鑑」取材源としての景憲「門客」説がひき出せるであろうか。そのためには、右の文を次のように解さねばならぬであろう。

景憲の願いは、先君信玄公の創業垂統の規矩、なかでも軍旅の制法を詳らかにすることにあった。それゆえに、景憲は甲信両国の士で、彼（景憲）の門に入るものから、故実を尋探し、委曲を記録し、彼ら（入門者）の語をことごとく綴つて、五十帖とし、甲陽軍鑑と名づけた。

しかし、この解は私には承服しがたいものがある。「門客」説成立のためには、「其語」は甲信両国の士中の入門者の語をさすことばであらねばならぬ。はたしてしかりとせば、「軍鑑」は、景憲が、景憲自身の門弟の語を綴ることによつて成稿したということになる。それは果して、妥当な意見であろうか。

何よりも「其語」は「其門」に対応し、共に景憲自身を指すものであろう。私解はつきのごとくである。

——それゆえに、甲信両国の士は、あまねく景憲の門に入り（彼の弟子となり）、故実を尋探し、委曲を記録し、彼景憲の語をことごとく綴つて五十帖とし、甲陽軍鑑と名づけた。

すなわち、この文章は、景憲の甲州学・信玄顕彰の意図が、甲信両国の士をひきつけ、その門に集わせたこと、彼ら入門者が、師景憲の語を綴つて「甲陽軍鑑」と名づけたことを述べているのである。（注二）

そもそも、景憲顕彰のための「景憲伝」において、景憲

最大の著作たる「軍鑑」が、一にその門生の説に基くとするごとき、不可解というべきであろう。

（このように「景憲伝」を読む時、この解説が直ちに、「軍鑑」纂輯者についての一つの新説を生むものであることを指摘せねばならない。「景憲伝」は「軍鑑」纂輯

者が、景憲自身であるよりむしろ、景憲の「門客」であることを述べているのである。そしてこの証言は、ある

意味では決定的である。「門客」は単なる素材提供者ではなく、最も積極的な意味における協力者であると、「景憲伝」は語つているのである。ここにおいて前述の六説が、たちまち、七説になるのであるが、私なりに整理してみると、「軍鑑」纂輯者についての説はさらに細分して十四説と考へるべきであると思う。（注三）

人々、田中博士のいわゆる「門客」説が、この「景憲伝」の文章からひき出しうるとは思ひがたいのである。（右の「景憲伝」の解説については、九州大学日加田誠教授の示教をえた。）

はばかりところなくいえば、田中博士は、「景憲伝」の文意の誤解において「門客」説を樹てられたのであり、古川教授は、その誤解の容認において、いわば二重の誤謬をおかされたのである。

一步ゆずつて「門客」取材説が成立しうるにもせよ、この「門客」に、早川・辻以下の人々が、適應するかいなか

は、甚だ疑問である。何よりもまず、彼ら、早川・辻・曲渕・広瀬三科諸士とはいかなる人々であろうか。この問題

については、古川教授は、何らの考察なく、直ちに彼らこそ、景憲の「門客」に該当しようとするのであるが、いかがであろうか。勝頼滅亡の日に、まぬかれて、のち「参河武士の末席に屈し」とあるから、常識的にいって、我々は、彼らを、甲州旧臣にして、徳川家に仕官したものから求めるであろう。広瀬氏・三科氏は見当らなかつたが、早川氏以下については次のとくである。

早川氏 武田支族、二家ともに幕臣となつた。弥平左衛門とは、弥右衛門久重（弥十郎）か。

曲渕氏 武田支族、幕臣として、勝左衛門流二千石、市太夫流千五百石。

辻氏 三枝庶流、弥兵衛盛昌は幕臣となつた。

三科氏 幕臣となつたものは見当らぬが、三枝誤りとすれば、幕臣として支庶とも十四家。守友流七千五百石、昌吉流六千五百石。

このように見れば、いかにも、「甲陽軍鑑正解」のい

う、早川・辻以下の諸家は、幕臣がこれに当るようである。とりわけ、早川弥平左衛門——弥右衛門久重・辻弥兵衛——辻弥兵衛盛昌の合致は、決定的におもわれる。はたしてしかりとすれば、景憲は、門客の語義はともあれ、甲州旧臣にして幕臣たるこれら諸家を、その取材源としたと

いうことになる。しかし、これは、なお、不審な点が多い。

たとえば、その一人、辻弥兵衛盛昌についていえば、彼はいかなる経歴の持主であるか。「軍鑑」品一七・四八・五七にみえるがとくに五七には次のとくある。

（天正十年三月）十一日巳の刻に田野のおく天目山の郷人共六千人余別心して其中に侍は辻弥兵衛大将になり、勝頼公へ矢・鉄砲を打懸奉る。（品五七）

これは一体どういうことであろうか。「軍鑑」の資料提供者である辻弥兵衛が、「一揆の長」となつて、旧主勝頼を攻めたとある——これは、事実を事実としてかいたとしても、一種の筆誅ではあるまいか。しかるに、「常山紀談」卷五には、次のとく記録されている。

辻弥兵衛盛昌は、天正三年の勘気にて、七月甲州を出でて信州小諸の与良遠江が許に、忍び居たりしが、勝頼滅びて後、徳川家に仕へ奉る。甲陽軍鑑に、勝頼天目山に落ち行く時、辻一揆の長となりて攻めたる由を録されたるは非なり。

事実はかくのごとくであった。盛昌なる辻弥兵衛は、旧主殺しに加担することなく、信州に潜居していたのである。

一般的にいって、「軍鑑」の資料提供者と纂輯者との関係は、次のように見られている。すなわち、田中博士によ

れば、該書の濃厚な高坂色は、景憲の祖父が高坂の部下であるからその遺記を伝えたものであろうと解釈され、また、山本勘介は、山県昌景の一部卒にすぎないのにきわめて推尊し、信玄の軍師とすることは、勘介の子が関山派の僧となり、その記録が景憲に利用されたからと説明されて

いる。この論法を辻弥兵衛と景憲との関係に適用することは、むしろ自然であろう。その有力な取材源の辻弥兵衛に、非運の旧主襲撃の汚名を着せることは、まずありえぬことではないか。

まして辻弥兵衛が、景憲の「門客」であったなど、全く信じがたいことである。師承に年令はないとはいえ、景憲は辻弥兵衛に比べはるか若年である。このように見るとき、甲州旧臣にして幕臣なるものに、「正解」の人々を擬することは、今一度の検討を要するであろう。また私の見たかぎり、甲州旧臣三科氏（軍鑑品一七・四七・五七）にして、幕臣となつたものはない。これを安易に三枝氏の誤りとするも、いかがであろうか。甲州旧臣広頼氏（品一七・四七・五七）が、幕臣となつたという証拠もない。たしかに「正解」作者徳田邕興は、これらの人々を「参河武士の末席に屈して余命を詔ひ乞いし」輩としているが、それは、果して私の考えたように幕臣を意味するであろうか。

さきにあげた諸家も、多くは数千石の大身、「末席に屈し

て」「余命を詔ひ乞いし」の表現が適當するとは思えない。

かくして、「正解」のいう早川・辻以下の名を幕臣に求めることは当をえぬことは明らかとなつた。では、それらの人々は、どこに求めるべきか。

条件として、甲州旧臣にして「参河武士の末席」に屈し、かつ景憲と交渉可能であること等が考えられる。このような諸条件を満たす諸家は、ありうるかいなか。

たしかに「正解」の言が、絶対的に正確であるという保証はない。徳田邕興は景憲についていう、「武田家滅亡の時、僅に八九歳の童子たりし」と。しかし、これは勿論誤りである。天正十年に彼はすでに十一歳であった（「系図」）。

だが、このような誤りは含みながらも、これら諸家の名が、まんざらでたらめにあげられたものとは思えない。手ぢかな甲州系幕臣から適当にピック・アップしたわけでもあるまい。何らかの根拠にもとづくものであろう。

景憲が、もし、幕臣早川・辻諸家から、資料をあおがなかつたとしたら、どこからあおいだか——私はしごく常識的であろうが、ふりだしにもどって、古川教授の六説、私の十四説の、その一々にたち帰つて検討し直すことから解決の緒をつかみたい。

今日、ほとんど顧みられぬ景憲伝記の資料であるが、こ

こに貝原好古の「大和事始」をあげよう。やや長くなるが  
一おうつぎに全文をひく。

甲州流兵学の起は小幡勘兵衛より始まる。勘兵衛は甲

州士、小幡山城が子の又兵衛後号が子也。豊後は天正

豊後

三年武田勝頼滅亡の時病死す。勘兵衛其時九歳なりし

を、家康公これを尋出し、勇士の末也とて、井伊兵部

と共に、秀忠公の御遊伴に定らる。十六歳の時武者修行の志有て、玄関にて髪を切りてかけ落す。家康公これをあはれみ給ひ、尋させ給へ共、其居所しつれず、勘兵衛は所々遊歴し、慶長五年関原陣の時、井伊兵部に

隨て功有り。其まゝ佐和山に浪人して居住す。慶長十九年大阪冬の陣に、偽て籠城し、夏の陣の時城を出、

秀忠公に召出されて、御使番となる。高坂彈正が書を集め、甲州の士数人井伊兵部に隨て佐和山にありしに、信玄の事を尋聞、甲州流の兵術を建立して、人の師となる。高坂彈正が作りし書は、甲陽軍鑑十九冊、同末書上下、結要品、龍虎豹の三品是也。

ここには、改めていうまでもなく、数多くの誤謬がある。

武田家滅亡時を天正三年とし、景憲の年令を二か所において誤っている。(出仕時の九歳は十一歳、出奔時の十六

歳は十四歳が正しい。)

しかしこのような錯誤の中に、「軍鑑」の取材源として、井伊家中の甲州旧臣が考えられていることを見すごせない。

というのは、景憲と井伊家、甲州旧臣と井伊家の因縁の深きを思えば、この記事が、無根とは思いがたいからである。

徳川家と甲州旧臣との関係は、いわゆる征服者・被征服者一般の間にみられるごとき冷却したものではなかつた。いかに徳川家が甲州旧臣を重んじ、礼節を以てこれを遇したか、挿話の形で数多く伝えられている。

とくに天正十三年重臣石川数正が秀吉に走つたのち、軍法を甲州流に切りかえたこと(「落穂集」「駿河土産」)など、甲州の軍事文化の優越を決定づけることであつた。旧臣は多く本領安堵され、小宮山又七昌吉のごとき長柄奉行に任せられ(「東遷基業」)、八王寺同心の頭に甲州出身者をあてるごとき(「落穂集」)その一例にすぎぬ。さきにひいた早川・辻以下の諸家など、優遇の例となしえよう。

なかでも武田旧臣の集團が、井伊直政に附屬させられたことは顯著であった。「甲斐の一条・土屋・原・山県が県が組の者共」(武功実錄)が、七十四騎、「直政手に附られたのは天正十年十二月のことであつた。(「藩翰譜」)これも、ただ編入したというだけのことではない。「山県

が侍どもを御前にめし、こたび汝等をもて井伊直政に附属せしむ、前々の如く一隊赤備にして御先手を命ぜらるれば、若年の直政を山県におとらざらん様にもり立べしと仰付られぬ」（「落穂集」）とあり、また「山県昌景が赤備いと見事にて在しとて。直政が備をみな赤色になされけり」

（「武功実録」）というように、井伊家中を甲州色でそめ上げたものであった。徳川家として甲州旧臣をどの家に属せしめるかは重大問題で、家康は、井伊家と決めたことにつき酒井忠次にわざわざ諒解を求め一方榎原康政は甲州人をあずからなかつたことに憤りをもらしたほどである。（「武功実録」）

このように、井伊家には甲州武士の一大勢力があった。かかる井伊家と景憲は、一方ならぬ深い関係を保っていたのである。

すなわち、「小幡系図」によれば、天正十年、十一歳にして徳川家に召出された景憲は、台徳院秀忠づきとなつた。しかるに天正十四年、ゆえあって出奔する時、「台徳

院様へ御恨無御座候故井伊兵部少輔工起請仕」ったのである。そして「何時ニテモ合戦候ハバ、兵部少輔備ヲ借り」、秀忠へ奉公する決意を表明したという。

関ヶ原の戦役の時、「爰ニテ井伊兵部陣所へ参候而、右奏者脇五右衛門ヲ以備ヲ借り罷有リ候」というは、その誓約の実行であった。

何よりも、景憲の次兄孫次郎在直が、井伊家中に仕えたことは、決定的であろう。天正十四年から井伊家に奉公し、関ヶ原・大坂の役に高名をたて、寛永五年病死したとある。かく、景憲——小幡家と井伊家の因縁は、深く密接なものがあつた。

このように見る時、景憲が、井伊家中の甲州旧臣から聞き書して、「軍鑑」を書いたという「大和事始」の説は、今日なおすてがたい重みをになうであろう。

ここで、今一度、「甲陽軍鑑正解」にたちかえろう。早川・辻以下の人々は、「参河武士の末席に屈して」「余命を詔ひ乞」うたとされている。前述の数千石の直参ならば（曲渕家初代は五百石であったが）末席に屈するというような表現は当るまい。陪臣——井伊家中に附属する陪臣として生きる時、あるいはこの激しい表現も生きるのではないか。何よりも早川・辻・曲渕・広瀬・三科、この諸家のうち井伊家中に、その名が見えるものがあることは、注目にあたいしよう。

天正十八年、北条攻めの時の逸話が、「東武実録」に記録されている。

さて直政に属せし甲隊の広瀬美濃・三科筑前は老功の者なれば。二の廓攻む様直政かれとはからへと（家康が）宣ひ。直政相議せしに（中略）遂に曲輪を乗取けり。

天正十二年小牧・長久手の戦では、次のとき話がある。

直政山を越て人数を押むといふに。広瀬・三科の兩人小口にて息がきれてはならぬといふ。直政何ならぬ事があるものかといふ所へ。近藤石見馳来り。かかる事は若大将の知事にてなしといひつゝ。直政が馬のはな引かへし。脇道より敵陣へ打てかかる。(『柏崎物語』「東遷基業」)

さらに、前述の孫次郎在直につき「系図」には次のとくである。

井伊兵部内ニテ広瀬美濃守養子ニ寵成、兵部少輔ニ奉公申候。

かく、広瀬・三科というこの二家のみは、確実に、井伊家中と証明した。しかもその一家は景憲の、最も親しい一族であった。さらに、軍鑑品一七の早川弥宗右衛門は武田滅亡後井伊直政に属したという。ここから、のこりの辻・曲渕の二家をも、同じ甲州旧臣井伊家中と速断はできない。しかし、すくなくとも辻弥兵衛は、前述のごとく幕臣辻弥兵衛盛昌ではないこと明らかである。かたがた、これら二家をも含め、「甲陽軍鑑正解」のひく、景憲取材源としての五家は、井伊家中にそれを求めうるのではなかろうか。

すくなくとも、広瀬・三科は、家康も耳にしているほど

の老功の士であって見れば、景憲が、甲陽機変の理を尋探するに、まさに恰好の人ではなかつたか。私がさきに条件としてあげた、甲州旧臣にして「参河武士の末席に屈し」、かつ景憲と交渉可能であること——それらの条件を充たしているこというまでもない。

少年時代から青年時代、壯年期にかけ、生涯の最も重要な日々を、景憲は甲州旧臣色の濃厚な井伊家ないしその周辺ですごし、すでに半ば井伊家臣であつたとさえ考えられる。彼の「軍鑑」纂輯が、いつの日を始めとしたか不明であるが、これらの日々の見聞が、やがて該書を成立せしめたものであろう。

さらに「武功雜記」では、山本勘介の子の閑山派の僧が、「のち井伊掃部殿家中に甲州者の居たるにたより」聞き書して、「軍鑑」が成ったとしている。「甲陽軍鑑」と井伊家中甲州旧臣とのかかわりを、別面から説くものとして記憶すべきである。

景憲とこの閑山僧の事蹟には、奇妙に類似したところがある。「大和事始」「系図」のいう、景憲の出奔・出家は、「鈴林日知録」の、山本勘介の子、出奔して僧となり、「軍鑑」を作るに対比しうる。そして何よりも、両者共に、井伊家中甲州旧臣により、「軍鑑」の材を仰いだとある。

その一々についてみれば、信じがたいことを含みつつ、

しかし、通してこれを見るとき、「甲陽軍鑑」が、井伊家中甲州旧臣からの聞き書をもととしたということは、ほんに信じうると思う。あらためてことわるまでもないことだが、念のためにいえば、「景憲伝」解釈の正否はしばらく措き、広瀬・三科・辻以下の諸家諸士は決して田中博士のいわゆる「門客」ではありえない。贅言かもしだれぬがたとえば広瀬美濃の場合——かれは、家康もその名を聞知るほどの歴戦の勇士、甲州武士の代表で、景憲兄の養父であった。景憲がその内に寄遇し（食客となり）、景憲が彼に教えを仰ぐ（門人となる）ことはありえても、その逆はない。広瀬美濃と同列の三科筑前についても、同様にいいうるであろう。

以上何一つ、事実としては新しいものをあげなかつたが、それでも、「甲陽軍鑑正解」の説を「大和事始」との関連において、補強したと思う。それは今日、すくなくとも、一説としては、市民権を主張しうるであろう。

最少限度、我々が、いさか安易に読過して来た先行学説を、やや正しい理解にもとづいて見直したことは、認められるのではないか。私は古川教授の説を、否定するために筆をとつたのではない。同教授の、田中説・徳田説（「甲陽軍鑑正解」）の調停の試みは、よし私のいうように誤謬であるにせよ、同教授の論のほんの一部分にすぎない。

論の本質的価値には、全然影響はあるまい。ともあれ、我々は、いぜん「怠慢」である。「『甲陽軍鑑』作者考」は、いまもなお、軍鑑研究の、最有力文献なのである。

### 注

注一 門客は、食客・弟子の意であるが、この場合、當然後者である。

注二 師の語を、弟子が綴輯することは、「論語」の例をひくまでもなく、一般的に行われていることである。但し、ここでは、文字通りその作業が行われたと見る要はなく、景憲纂輯を文飾上、弟子の仕業として叙述したものであるかも知れない。ともあれ「景憲伝」が景憲顕彰を目的としたことを忘れてはならない。

注三 「甲陽軍鑑」の編著者についての説は次のように整理しむる。（△印は重複）

#### 一 高坂彈正関係説

- (1) 高坂彈正単独作説（「鈴林日知録」）
- (2) 高坂彈正・協力作説

(a) 弾正に、春日惣次郎・小畠下野・外記孫八郎・西条治部四人協力、「遺老物語」「武芸小伝」「翁物語」「中興武家雜説後篇」「同志茶話」

(b) 弾正に筆取としての彦十郎が協力し、東照宮のために筆をとつたのではない。同教授の、田中説・徳田説

（「甲陽軍鑑正解」）の調停の試みは、よし私のいうように誤謬であるにせよ、同教授の論のほんの一部分にすぎない。

#### 解題

△(d) 弾正遺文を集め、甲州旧臣に聞書し小幡景憲が補

綴。〔「大和事始」〕

二 山本勘介の子の関山派僧説。

(1) 山本勘介昌幸の子出奔して作る。〔「鈴林日知録」〕

(2) 井伊掃部家中の甲州者から聞書。〔「武功雜記」〕

三 友野大膳説

香坂姓にて執筆。〔「常山紀談」〕

四 小幡景憲説

(1) 単独偽作説〔「貞丈雜記」〕

(2) 綴輯説

△(a) 弾正遺文と、井伊家中甲州旧臣聞書により綴輯。

〔「大和事始」〕

(b) 弹正遺記・関山派僧の記・景憲の門客の説を綴輯。

〔田中博士説〕

(c) 早川弥兵衛・曲渕・広瀬・三科が輩から聞書。〔「甲陽軍鑑正解」〕

五 景憲門人綴輯説

景憲の門人が、景憲の語（採集せる記録故実等）を綴輯。

〔「景憲伝」〕

六 何がし偽作説

## 補記

成稿は四〇年一月であった。その後戦国史料叢書「甲陽軍鑑」上・中二冊が発行され、手直しをすべき点を多々数えられたが、論の根幹にかかわることもないので、あえてもとのままで発表する。

四〇年一二月一〇日

（本学助教授）